

答申第27号

答 申

1 審査会の結論

平成25年12月4日付けで異議申立人が津市（以下「実施機関」という。）に対して行った公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）につき、実施機関である人事課が平成25年12月18日付けで行った公文書部分開示決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

2 異議申立てに至る経緯及び趣旨

- (1) 異議申立人は、津市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成25年12月4日付けで「津市教育委員会委員5人の選任同意議案の附属書 1. 略歴書」について本件開示請求を行った。
- (2) 本件開示請求に対応する公文書として、実施機関は「津市教育委員会委員の選任同意議案における略歴」（以下「本件公文書」という。）を特定した。
- (3) 実施機関は、平成25年12月18日付けで開示しない部分及び開示しない理由を次のとおり記載し、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
 - ア 開示しない部分
生年月日、本籍、住所及び学歴
 - イ 開示しない理由
条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。
- (4) 異議申立人は、平成25年12月27日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定により、本件処分を取消し、全部開示を求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての理由

異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

- (1) 本件は、条例第7条第2号ただし書きアの規定に基づき全部開示すべきである。
- (2) 異議申立人が他自治体において、本件同様に情報公開請求したところ、全部開示であった。また、行政資料請求という方法で入手できる自治体も

あった。

- (3) 津市議会議員の住所や生年月日は、市議会公報で明らかにされている。
- (4) 最高裁判所裁判官国民審査公報では、判事の生年月日、学歴、略歴等が公にされている。また、最高裁判決に関する新聞報道では、判事の学歴等が公にされている。

4 実施機関の不開示理由説明

津市教育委員会委員の選任同意議案における略歴のうち「生年月日、本籍、住所及び学歴」を開示しない理由は、当該部分が条例第7条第2号（個人情報）に該当するため。

5 不開示理由等説明書に対する異議申立人の意見書の概要

実施機関は、個人情報にこだわっているが、他市では個人情報が記載された議案をホームページに掲載している事例もある。議案という公文書は、住民のために積極的に公表すべきものである。

6 審査会の判断

本件異議申立てにおいて、異議申立人及び実施機関は、本件公文書のうち不開示とした「生年月日、本籍、住所及び学歴」の部分について争っている。

このことから、以下、本件処分の条例第7条第2号の該当性について検討する。

条例第7条において、公文書は、原則開示すべきであるという原則公開の基本的枠組みが定められているが、その各号においては、開示することにより私的な権利利益を害したり、公共の利益を損なうおそれが生ずるなど、不開示とすべき合理的な理由があるものを不開示情報として定めている。

(1) 条例第7条第2号の該当性について

条例第7条第2号は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害すると認められる情報を、いわゆる個人情報として不開示とするものである。

実施機関の意見陳述及び当審査会が行った聴取から、実施機関は、教育委員会委員については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき任命されており、市議会本会議において、市長から教育委員会委員の略歴における職歴の概略説明が行われていること、また、津市議会のホームページにおいて、その議事録が閲覧可能となっていることから、本件公文書における職歴等の部分は開示とした。また、教育委員会委

員の氏名については、津市教育委員会のホームページ及び教育要覧において公表されていることから開示とした。なお、それ以外の部分である生年月日、本籍、住所及び学歴については、条例第7条第2号に該当し不開示としたとのことである。

ア 条例第7条第2号ただし書アについて

条例第7条第2号ただし書アとは、法令等の規定により、又は公にすることが予定されている情報のことを指し、これに該当する情報は、条例第7条第2号の規定から除かれるものである。

異議申立人は、本件公文書については、条例第7条第2号ただし書アの規定に基づき全部開示すべきであり、議案は住民のために積極的に公表すべきであると主張している。

本件公文書は、議案の附属書類であるが、議案に記載された個人情報については、議案が議会の会議において適正な審査を行うための審議資料であることを考えれば、議員に配付する議案において個人情報が記載されていることについては、必要止むを得ないものであると考えられる。

異議申立人が主張するように、議案は住民のために公表すべきだという点については、開かれた議会、また、市民による議案のチェックという側面から見れば、概ね理解できる。しかしながら、議案には、前述のとおり、保護されるべき個人情報が存在することも事実であり、当事者本人が、必ずしも第三者に当事者本人の個人情報が公開されることを予想又は甘受しているとは限らないことから、傍聴者への議案書の閲覧等については、個人情報に配慮した取り扱いをされることが望ましいと考えられる。

また、異議申立人が主張する、条例第7条第2号ただし書アについて、条例に規定する公にされている情報とは、現在、何人も知る得る状態に置かれている情報を指すと考えられるが、本件公文書の場合は、公にされている情報であったとは言い切れない。

イ 他自治体と取り扱いが異なること等について

異議申立人は、他自治体において、本件同様の開示請求を行ったところ全部開示、もしくは行政資料請求ということで資料が入手可能であったと主張しており、それは、異議申立人が提出した資料からも確認できる。

議案については、その公表の取り扱い等に様々な見解があると考えら

れるものの、当審査会としての議案の取り扱いの考え方については、前項アで述べたとおりであることから、実施機関の判断は正しいものであると考えられる。

津市議会議員の住所及び生年月日が議会公報等で明らかにされていることについては、市民からの支持、政治的見地等も考慮すれば、議員の住所、生年月日等を公報等で明らかにすることは、往々にしてあることと考えられ、また、最高裁判所裁判官国民審査公報に略歴等が公にされている点については、最高裁判所裁判官国民審査法施行令の規定に基づくものであり、本件公文書の比較対象にはなり得ないと考えられる。

したがって、上記6(1)ア、イを踏まえると、当該公文書において不開示部分とした教育委員の生年月日、本籍、住所及び学歴は、条例第7条第2号に該当すると言える。

よって、「1 審査会の結論」のとおり答申する。

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 1月27日	諮問書の受付
平成26年 2月24日	諮問案件の審議並びに実施機関からの口頭意見陳述
平成26年 3月31日	答申

津市情報公開・個人情報保護審査会委員

	氏 名
会 長	村 田 裕
副会長	内 田 典 夫
委 員	秋 山 明 子
委 員	白 石 友 行
委 員	山 川 久仁子